

認知症カフェに関する運営団体等向け説明会における質問への回答【令和8年2月13日(金)開催】

No.	分類	質問(要約)	回答
1	要件	専門職が一時的に不在の場合は、地域包括支援センターに依頼してもよいか。	原則、認知症カフェの専門職に地域包括支援センターの職員は含みませんが、地域に専門職がおらず、一方で認知症カフェ設置のニーズが高い地域においては、専門職が見つかるまでの間の一時的な取り扱いとして、例外的に地域包括支援センター職員を専門職として取り扱っても差し支えないこととしていますので、お住まいの地域の地域包括支援センター又は認知症地域支援推進員に御相談ください。
2	要件	支援金の給付対象となるのは、要件を全て満たしている場合のみか。要件の8割程度を満たす場合、8割分の支援金を給付してもらえないか。	支援金給付の対象となるのは、要件を全て満たしている場合のみです。一部の要件を満たさない場合に、支援金額を減額して給付することはありません。
3	支援金の使途(団体等内部での支払い)	運営スタッフの専門職の確保が難しいため、支援金から人件費が支払えたら良いと思うが、検討の予定はあるか。	支援金は、運営団体の運営補助ではなく、あくまで認知症カフェの活動のための支援であるため、認知症の人と家族等が安心して集える場を継続するために、できるだけ利用者に還元される使途(講師謝礼、飲食、材料など)に用いることが望ましいと考えています。このため、運営スタッフの人件費及び謝礼、交通費等に充てることは、現時点では考えておりません。
4	支援金の使途(団体等内部での支払い)	ボランティアへの謝礼や交通費を支援金から支払ってよいか。	運営スタッフ以外のボランティアへの支払いは、運営団体等の内部での支払いには当たらないため、謝礼及び交通費等の要否は各認知症カフェの実情に応じて判断をお願いします。
5	支援金の使途(団体等内部での支払い)	運営スタッフが、市主催の説明会などへ参加する際の交通費は支援金から支払ってよいか。	支援金の使途は、「認知症カフェを開催する「当日」「その場」に直接必要な経費」かどうかで整理しているため、説明会に参加するための交通費はこれに含まれません。また、運営団体内部での支払いにも該当するため、目的に適していない使途となります。
6	支援金の使途(団体等内部での支払い、会場使用料)	支援金から、自社内別法人の事業所で開催する認知症カフェの会場使用料を支払ってよいか。支払い可能である場合、金額設定の考え方はあるか。	運営団体以外の事業所への会場使用料の支払いは、運営団体等の内部での支払いには当たりませんので、会場使用料を支援金から支払うことは問題ありません。会場使用料の金額設定については基準はありませんが、支援金は、認知症の人と家族等が安心して集える場を継続するために、できるだけ利用者に還元される使途(講師謝礼、飲食、材料など)に用いることが望ましいと考えています。このため、光熱水費の実費相当額としていただくなど、あまり高額とならないよう配慮してください。
7	支援金の使途(その他)	令和8年度に県外から講師を招くための謝礼金と旅費を支援金から支払ってよいか。また、令和7年度の残金をそれに当ててよいか。	支援金を外部講師の招へいに係る旅費等の支払いに使用することは問題ありません。また、令和8年度からは剰余金を返納していただきますが、令和7年度の残金については、令和8年度に繰り越して使用していただいても差し支えありません。
8	支援金の使途(その他)	支援金の使い方について、使途ごとの上限額などの制限はあるか。(食費は何%まで等)	支援金の使い方については、特に項目ごとに上限割合などの制限はありません。そのため、1万円を全額飲食費に充てていただいても差し支えありません。
9	支援金の使途(その他)	剰余金等の返納の際の振込手数料は支援金から支払ってよいか。	剰余金等を返納いただく場合は本市から納付書を送付しますので、納付書でお支払いいただければ手数料はかかりません。
10	支援金の使途(その他)	利用者の送迎を行っているが保険に加入した方がよいか。	安全確保の観点からも、必要に応じて保険への加入を御検討いただければと思います。
11	返納・繰越	令和7年度支援金の繰越額に上限はあるか。	令和7年度支援金の繰越額に上限はありません。ただし、多額の繰越金が生じている場合は、令和8年度については繰越金のみでの運営(支援金を申請しない)も御検討ください。
12	返納・繰越	令和7年度支援金の剰余金は、令和8年度支援金の剰余金と一緒に返納する必要があるか。	令和7年度の剰余金は、繰越金として令和8年度の収入に繰り入れてください。なお、令和8年度末の剰余金が令和8年度の支援金額を上回る場合は、令和8年度の支援金給付決定を取り消し、令和8年度支援金額を返還していただきます。
13	返納・繰越	年度末に剰余金を全額返納したら、翌年度4月から支援金支給までの期間の運営費について、自主財源で運営することになるのか。	支援金が振り込まれるまでの間は、立て替え又は自主財源(寄付金や利用者負担金)で御対応ください。なお、例年6月中旬から7月上旬ごろまでに振り込みを行っていますが、令和9年度以降、この期間を短くできないか検討しているところです。(現時点では未定)
14	その他	認知症の人がいなければ認知症カフェとはいえないのか。	認知症の人が必ずいないと認知症カフェとはいえないということはありません。認知症について不安のある人や、家族の認知症の症状で悩んでいる人、認知症について学びたい人など、認知症について関心のある人が誰でも訪れ、相談することができる場所としてください。
15	その他	認知症の人の参加が少ない。カフェとしても地域の医療機関等に周知しているが、状況が変わらない。市が認知症の人をカフェにつなぐ等、協力してもらえないか。	本市では、イベント等を通じて認知症カフェの存在を広く市民に普及・啓発しています。引き続き、関係機関等と連携し、認知症の人や家族等に地域の認知症カフェを周知していきます。
16	その他	事業実績報告書が3月31日までに提出できないが、余裕を持った期限にしてもらえないか。	原則、3月31日までに提出してください。期限内の提出が難しい場合は、御連絡ください。
17	その他	支援金制度について、以前は剰余金があれば返還、近年は翌年に繰り越し可能、来年度からは再度返還となるなど、短期間で複数回見直しかなされ、運営団体が振り回されていると感じている。見直しの経緯を教えてください。また、提出書類が複雑になったと感じる。負担軽減の仕組みを検討してほしい。	認知症カフェに対する補助制度は、平成29年度に、補助期間を3年間とする「認知症カフェ補助金」として創設しました。その後、令和4年度には、交付年数に制限を設けないことなど、より柔軟な制度とした「認知症カフェ支援金」へと見直しを行いました。見直しの際に、補助金制度での認知症カフェの収支を確認し、支援金額をカフェ開催に最低限必要と考えられる1回1万円としましたが、令和6年度に支援金の適正な執行状況を把握するため実績報告に併せて提出していただいた出納簿の内容を確認したところ、年度末に剰余金が発生しているカフェが複数見受けられました。この結果を踏まえ、令和8年度からは、発生した剰余金について返納をお願いするよう制度を見直したところです。また、認知症カフェ支援金は、市税をはじめとする貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、給付目的に従い誠実に事業を実施していただく必要があり、申請書類等についても、本市が適正な執行を確認する観点から必要な書類の提出をお願いしています。制度見直しの趣旨を御理解いただき、引き続き適正な運用に御協力くださいますようお願いいたします。